

お知らせ（器）013

平成 29 年 5 月 31 日

### 特定器材マスターの改定について

今般、平成 29 年 5 月 31 日付け厚生労働省告示第 215 号に基づき下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、平成 29 年 6 月 1 日と設定しておりますので、電子レセプトに記録する際はご留意願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

### 記

- 1 新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：2コード）
- 2 特定器材名称の変更（変更区分「5」：1コード）

別紙\_特定器材マスター登録内容の一部変更（平成29.6.1適用）

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額種別	金額	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
2	133	710011015	下大静脈留置フィルターセット（特殊型）	1	177,000	3		新設		
2	130	710011016	冠動脈用ステントセット（生体吸収・再狭窄抑制型）・指定番号	1	244,000	3		新設		承認番号「22800BZX00406000」を付与された材料は、平成30年3月31日までの間この金額となります。
2	133	727850000	下大静脈留置フィルターセット（標準型）			5	特定器材名・規格名	下大静脈留置フィルターセット（標準型）	下大静脈留置フィルターセット	